

自転車安全利用五則



- ① 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ② 車道は左側を通行
- ③ 歩道は歩行者優先で、車道よりを徐行
- ④ 安全ルールを守る
飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
夜間はライト点灯
交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- ⑤ 子どもはヘルメットを着用

こんな乗り方は**危険**です!!
法律で**禁止**されています

二人乗り



罰 2万円以下の罰金又は料料
(道路交通法第55・57条)

無灯火



罰 5万円以下の罰金過失同じ
(道路交通法第52条)

並進



罰 2万円以下の罰金又は料料
(道路交通法第19条)

飲酒運転



罰 5年以下の懲役又は
100万円以上の罰金
(道路交通法第65条)

視野を妨げたり、安定を失うおそれがある乗り方をしたり、
周りの音や声がよく聞こえないような状態で乗ってはいけません!

スマホ
携帯電話の使用



罰 3ヶ月以下の懲役または5万円以下の罰金、
過失は10万円以下の罰金

ヘッドホン
イヤホンの使用



傘差し運転



違反をすると…

「自転車運転者講習」

を受けなければならないことがあります。

周囲に危険を及ぼすような違反走行をすると指導や取り締まりを受けます。

信号無視や一時不停止、飲酒運転などの一定の違反行為(危険行為)を3年以内に2回以上繰り返して検挙された14歳以上の自転車の運転者には「自転車運転者講習」の受講が義務付けられています。



平成29年中、約155万件の指導警告票を交付し、約1万4千件の交通違反を検挙!

沖縄県警察・(公財)沖縄県交通安全協会連合会

自転車事故の実態と備え

実態

およそ**5分40秒**に**1件**の割合で、**自転車事故が発生**しています。

平成29年中の**自転車関連事故発生件数**は、**90,407件**
(全交通事故に占める構成比約20%)

また自転車乗車中の**負傷者数**は、**約89,000人!**

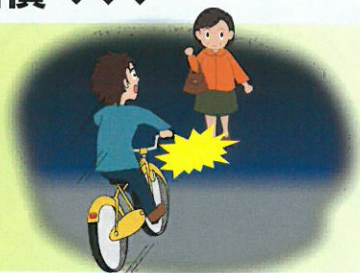
実態

加害者になってしまうと、**高額な賠償金が生じる**ことがあります。

◆◆◆ 自転車での加害事故例と損害賠償 ◆◆◆

男子小学生(11歳)が夜間、帰宅途中に自転車で歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性(62歳)と正面衝突。女性は頭蓋骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。

損害賠償 **9,521万円**



昼間、男子高校生が、交差点のかなり手前から車道を斜めに横断して自転車横断帯に入り、自転車で対向車線を直進してきた会社員(24歳)と激突。会社員に言語機能喪失等の障害が残った。

損害賠償 **9,266万円**



男性が夕方、ペットボトルを片手に下り坂をスピードを落とさず走行し交差点に侵入、横断歩道を横断中の女性(38歳)と激突。女性は脳挫傷等で3日後に死亡した。

損害賠償 **6,779万円**



備え

自転車事故による損害賠償責任やご自身のケガには「保険」で備えることができます。

個人賠償責任保険等

- 損害保険会社等が取り扱っている自転車向けの保険、いわゆる「自転車保険」のほか、自動車保険や火災保険、傷害保険の特約としてセットされたもの、クレジットカードに自動付帯されたものなどがあります。
- 「自転車保険」には、インターネットやコンビニエンスストアで簡単な手続きで加入できるものもあります。
- 自動車保険などに加入している場合は、自転車事故にも対応できるか、特約の有無や補償内容を確認しましょう。また、自分の保険(特約)が満期時に自動継続されるかどうかも確かめ、忘れずに更新しましょう。

TSマークの付帯保険

自転車安全整備店で点検整備(有料)を受けた自転車に貼られる「TSマーク」に付帯されるもので、有効期間は1年間です。



赤マーク
賠償責任補償
1億円
(限度額)



青マーク
賠償責任補償
1,000万円
(限度額)